

原議保存期間	30年 (令和37年3月31日まで)
有効期間	一種 (令和37年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

警 察 庁 丁 運 発 第 1 0 6 号
令 和 7 年 3 月 6 日
警察庁交通局運転免許課長

タブレットを用いた認知機能検査における機器等の仕様について（通達）
タブレットを用いた認知機能検査における機器等の仕様については、「タブレットを用いた認知機能検査における機器等の仕様について（通達）」（令和4年3月4日付け警察庁丁運発第52号）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、別添のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。
なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

別添

タブレットを用いた認知機能検査における機器等の仕様

1 タブレットを用いた認知機能検査の概要

「認知機能検査の運用について」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第28号。以下「運用通達」という。）及び「認知機能検査の実施要領について」（令和7年2月28日付け警察庁丁運発第72号。以下「実施要領通達」という。）により実施する認知機能検査を、タブレットを用いて行うもの。

2 仕様

(1) システム構成

- ア 受検者用タブレット端末
認知機能検査の受検者が使用する端末
- イ 検査員が使用する検査員用端末
認知機能検査の検査員が使用する端末（タブレット、パソコンを問わない。）
- ウ その他
ア及びイの接続に必要と認められる機器

(2) ハードウェア仕様

- ア 受検者用タブレット端末
 - ・ 下記(3)アに示すソフトウェアが正常に稼働する性能を有すること。
 - ・ ディスプレイはおおむね10.2インチ以上とすること。
 - ・ 電子ペンにより筆記ができること。
 - ・ 紙への筆記と同様に、ディスプレイ上に手の小指側の側面や他方の手指が触れる等する場合でも、ペン先での筆記が可能であること。
 - ・ バッテリ稼働時間は4時間以上であること。
- イ 検査員用端末
 - ・ 下記(3)イに示すソフトウェアが正常に稼働する性能を有すること。
 - ・ 端末の種類、台数は問わない。なお、下記(3)イに示す機能は複数の端末で実現させてもよいが、タブレット型とする場合は、受検者用タブレット端末と同等以上の性能とすること。

(3) ソフトウェア仕様

- ア 受検者用タブレット端末
 - (ア) 認知機能検査機能
 - ・ 実施要領通達の進行要領に従って、音声ガイドと共に順次検査用紙をタブレットに表示させ、同画面上において直接、電子ペンにより回答ができること。
 - ・ 検査用紙及び回答用紙は、実施要領通達に準拠すること。見やすさや書きやすさを目的とした回答用紙等のレイアウト変更を検討する場合は、警察庁と協議すること。
 - ・ 検査中は、文字認識機能により、リアルタイムに採点を行うことができること。また、採点に当たっては、不正解を正解と誤判定することがないこと。

- ・ OSの種類は問わない。

(イ) 付加機能

- ・ 検査開始前に、電子ペンによる試し書き及びボリューム調整ができること。
- ・ ボリューム調整は、検査中のどの画面においても調整が可能であること。
- ・ 音声ガイドは、説明を聞き直すことが可能であること。
- ・ 設定された基準点に達することが明らかとなった時点で検査を終了し、終了の音声ガイドを行うこと。
- ・ 検査終了まで基準点に達しなかった受検者については、終了後の音声ガイドを変更すること。
- ・ 受検者の回答内容及び正誤判定結果を検査員用端末に送信すること。

イ 検査員用端末

- ・ 受検者情報（氏名、生年月日、運転免許証番号又は免許情報記録の番号等）の登録、受検者用タブレット端末の指定及び手がかり再生の検査パターン（A～D）の設定ができること。
- ・ 検査中は、受検者それぞれの進行状況が随時、確認できること。
- ・ 検査中は、検査の一時中断、再開、中止等の遠隔操作ができること。
- ・ 誤操作、機器の不具合等に備え、任意の検査項目から再開するよう設定できること。
- ・ 受検者用タブレット端末から送信された回答内容及び自動採点による正誤判定内容の表示ができること。
- ・ 基準点に達することなく検査を終了した受検者については、回答内容と文字認識内容、正誤判定内容を表示させ、検査員が手動で採点の修正を行うことができること。
- ・ 検査終了後、結果通知書等の印刷ができること。
- ・ 受検者の回答内容及び採点結果は、受検者ごとにPDF形式等により保存ができること。
- ・ 検査結果のうち、各都道府県警察が指定する項目をCSV形式等によりデータ出力ができること。
- ・ OSの種類は問わない。

(4) セキュリティ対策

各都道府県警察の警察情報セキュリティポリシーに従い、それぞれのハードウェア、ソフトウェア及びシステム構成に応じたセキュリティ対策を講じること。